

●香川県告示第485号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、共同漁業の免許の内容となる事項等を次のように定めたので、同条第5項の規定により公示する。

平成25年10月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 免許の内容となる事項、制限又は条件及び関係地区

計画番号共第1号（なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市鴨庄猿子島地先

イ 点の位置

基点A さぬき市小串埼北端

＼ B 猿子島北側旧真珠島養魚場石積み跡北端

＼ C 猿子島南東端

＼ D 旧真珠島養魚場の南東防波堤突端

ウ 漁場の区域 AB、CDの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 さぬき市鴨庄

2 免許予定日 平成26年1月1日

3 免許の存続期間 平成26年1月1日から平成35年12月31日まで

4 免許申請期間 平成25年11月5日8時30分から同月7日17時まで